

福島県相馬港湾建設事務所
東北地方整備局小名浜港湾事務所
福島海上保安部

相馬港の供用施設追加について

相馬港では、東日本大震災による被災後、各施設の早期復旧に努めておりますが、平成23年8月5日午前6時より、下記のとおり民間商船等の利用可能な岸壁を追加するとともに、調査中の水域を除き航行可能となります。

記

1 航行可能な水域

調査中の水域を除き、航行可能となります。

港内には座礁船等が存在していますので、航行には十分注意してください。

2 追加した民間商船等が利用可能な係留施設

1号ふ頭第1号岸壁

1号ふ頭第3号岸壁

緊急物資輸送船等に加え、民間商船等も利用できるようになりますが、エプロンの使用には重量制限があります。

その他、2号ふ頭第4号岸壁が、4月27日から民間商船等の利用が可能となっています。

【留意事項】

- (1) 相馬港及び周辺海域には、漂流物、瓦礫等の水中障害物が依然として存在するおそれがありますので、船舶の航行に当たり十分注意してください。
- (2) 相馬港入出港の航行径路は、北航路とします。
- (3) 東日本大震災により沖防波堤が広範囲に渡って損壊しており、以前に比較し港内の静穏度は低下しています。

【問い合わせ先】

福島県相馬港湾建設事務所

電話 0244-36-5029

東北地方整備局小名浜港湾事務所

電話 0246-53-7100

福島海上保安部

電話 0246-35-3450